

誓約書

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 2 不法行為又は不正行為等によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者
- 私は、上記のいずれにも該当しないことを誓約します。

(あて先) 千葉県下水道協会会長

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____



「誓約書」について

*下記の説明をお読みのうえ、上記「誓約書」に自署・捺印して下さい。

千葉県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者資格認定に関する実施要綱第12条第2項第1号及び第2号の規定により、上記「誓約書」の1・2に該当する場合は、排水設備工事責任技術者の登録を受けることができません。登録申請にあたり、千葉県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者資格認定に関する実施要領第8条

第1項第2号（登録更新の場合は第12条第1項第2号）の規定により、本誓約書を御提出下さい。

個人情報提供にかかる同意書

私は、排水設備工事責任技術者登録に関する私の個人情報について、市町村等の下水道管理者へ提供することに同意します。

(あて先) 千葉県下水道協会会長

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____



「個人情報提供にかかる同意書」について

*下記の説明をお読みのうえ、上記「個人情報提供にかかる同意書」に自署・捺印して下さい。 平成29年5月30日に改正個人情報保護法が施行され、個人情報取扱事業者の範囲が拡大されたことから、本協会においても下記の点について対応が必要となりました。

- 1 個人情報を取得する時は、利用目的を決めて本人に伝えること。
- 2 個人情報を※第三者に提供する時は、原則として本人の同意を得ること。

市町村等における排水設備工事指定工事店制度では、各都道府県の下水道協会等に登録した「排水設備工事責任技術者」が専属していることが条件とされていることから、市町村等の下水道管理者から本協会に対し、責任技術者の登録に関する情報について、提供を求められる場合があります。

市町村等の下水道管理者は※第三者に該当するため、千葉県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者資格認定に関する実施要領第8条第1項第5号（登録更新の場合は第12条第1項第5号）の規定により、本同意書を御提出ください。

【利用目的】 排水設備工事責任技術者の登録個人情報は以下の目的にのみ使用します。

- 排水設備工事責任技術者の登録管理及び責任技術者証の交付に関すること。
- 排水設備工事責任技術者の資格の更新に関すること。
- 市町村等の下水道管理者における排水設備工事に関すること。